

地域の大工・工務店が 大型プロジェクトを請け負う仕組み。

応急仮設木造住宅建設協議会の活動に学んだ経験を生かす。

- 地域型復興住宅建設
- グループホーム・集会所
- 公共施設等

一般社団法人 全国木造建設事業協会設立へ

平成23年8月31日

社団法人 全国中小建築工事業団体連合会 会長

一般社団法人 工務店サポートセンター 理事長

青木 宏之

1

①名称：一般社団法人 全国木造建設事業協会

②役員

理事長 青木 宏之（工務店サポートセンター理事長）

副理事長 田村 豪勇（全建総連中央執行委員長）

専務理事 徳本 茂（全建総連住宅対策部長）

③運営

本部事務局・住宅部会 工務店サポートセンター

技能部会 全国建設労働組合総連合

④協会の主な事業

1. 災害時における復旧・復興、応急仮設木造住宅建設に関する事業
2. 応急仮設木造住宅建築を通じたの森林・林業活性化事業
3. 大工・工務店の業務及び技術支援、後継者及び人材育成に関する研修、講習、大工技能推進に関する事業

2

協議会設立記者会見の様相

2011年4月12日



青木協議会会長



記者会見風景



写真左側役員：左より藤本副会長・青木会長
和田震災対策本部長

3

協議会設立主意挨拶

- 青木宏之会長（全建連会長・工務店サポートセンター理事長）は「復興には、被災者から『早く仮設住宅建設を』との声を聞く。私たち3団体は応急仮設木造住宅建設にあたり、地域工務店と地域材を活用することが、地域の雇用や賃金確保につながると考える。国土交通省からも、資材確保のバックアップを受ける体制」と述べ、地域で仕事をし、地域が賃金を得ることで復興の一助としていきたいとの挨拶。
- 藤本昌也副会長（土会連合会会長）は「これまでの建設業における重層下請構造とは違い、3団体が、例えば大工なら大工の仕事、電気なら電気といった各持ち場で力を発揮し、上から下ではない『水平な関係』。つまり、健全な分配で生産していく画期的なシステムで、木造仮設住宅建設に臨む」と長所を説明。
- 徳本茂事務局長（全建総連住宅対策部長）は「現在、各地域で進むプレハブ仮設住宅には、最低限住める程度の作りに過ぎない。被災者の心境はどん底にある。仮設住宅には木の温もりで、被災者の心には温かさが必要。この3団体がスクラムして、各持ち場で力を出し合う」と述べました。

活動趣旨

- 東日本大震災における岩手、宮城、福島各県の被災者に対して、一刻も早く住みよい仮設住宅建設が求められる中、3団体が初めて協力して木造仮設住宅建設に力を発揮する。
- 地域材を活用した木造の応急仮設住宅建設のため、施工者は原則として当該県の3団体の組合員、会員に限定することや、地域の雇用確保と仕事創出を果たす役割がある。
- 応急仮設住宅の受注は、3県の幹事会社が行い、3県に設置する震災対策事務局（全建総連、全建連、士会連合会で構成）がサポート。
- 今週から開始される福島県の応急仮設住宅の建設事業者の公募を皮切りに、4月中旬予定の岩手・宮城両県の公募にも、協議会の幹事会社が応募予定。
- 3県での建設予定戸数は当面各500戸とし、建設用地確保、資材の調達状況などを考慮しながら、各県などの要請に応じる。

5

設立の経緯（ダイジェスト）

日付	内 容
3.31 (木)	国交省生産課より工務店サポートセンター（B.S.C）・全建総連に対し、地域の工務店の仮設住宅の受け皿として協議会設立要請がありました。 （生産課/課長ほか2名。B.S.C/青木理事長・和田執行役員兼対策本部長・坂口事務長。全建総連/徳本住宅対策部長・小倉主任） 両団体は、住宅設備・資材の確保を国交省が全面的にバックアップする条件で設立向で検討すると約束。
4.05 (火)	検討の結果、今回は公募に対応するため、組織として動かねばならず、時間的にも難しいと生産課課長へ連絡。 その後、藤本会長（士会）より電話があり、士会としても対応を考えているとのこと
4.08 (金)	全建総連事務局にて、B.S.C+全建総連+士会（青木・和田・坂口・徳本・小倉・藤本・山中）の3団体にて対応を検討。 県の公募・仮設住宅発注受け入れの対応を長時間の検討の結果、協議会を設立することを決定。12日プレス発表を行うことを合意する。
4.11 (月)	国交省生産課課長へ報告に伺う。
4.12 (火)	応急仮設木造住宅建設協議会設立記者発表

6

国交相と仮設住宅建設で 意見交換

2011年5月13日



5月13日夕方、国土交通大臣秘書から仮設住宅の建設について全建総連の協力を得たいとの連絡が入り、16日昼、古市書記長、徳本住宅対策部長、山下組織部長が大臣室を訪問しました。

大臣から「応急仮設住宅の建設は、ピッチを上げようと全力をあげている。『お盆前に』が課題で、何とかしたい。全建総連の皆さんの協力をいただきたい。地域材を使った木造の仮設住宅の建設についても応援を願いたい」と口火が切られました。

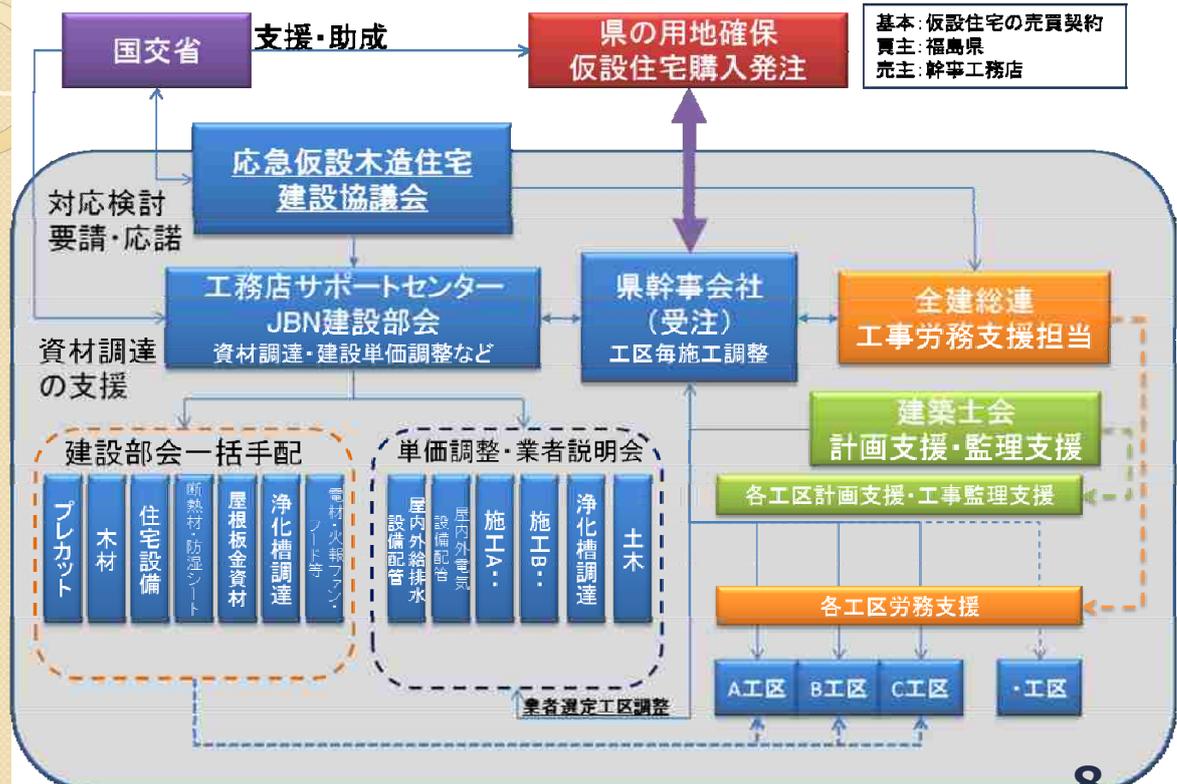
古市書記長から「全建総連として最大限協力したい。私たちとしては3者による協議会を設立、木造の仮設住宅をつくる仕組みを用意し、少しでも役割を果たしたいと考えてきたが、残念ながらスムーズにっていない。現時点で発注はない」と現状を報告。徳本部長から「協議会の仕組みを活用してもらうことが第一。プレハブ協会の現場では、『1日1万5000円、宿泊費・交通費込み』といった条件で人集めがされているとの報告が入っている。賃金・単価の相場を崩すようなことは止めてもらうよう指導をお願いしたい」と発言。あわせて、福島県でまだ発注がされていないこと、宮城県で事業者リスト（77社）には入ったが市町村任せで見通しが立たないこと、岩手県では公募の結果入れなかったこととともに、福島県で施工が進んでいる木造仮設住宅（住団連の受注）について写真もつけて説明をしました。

大島大臣は「低単価発注の件は調べたい。仮設住宅建設の推進で課題があれば出してほしい。皆さんの協力をお願いしたい」と述べました。なお、国交省側は住宅局長、住宅担当審議官、住宅生産課長が同席しました。

7

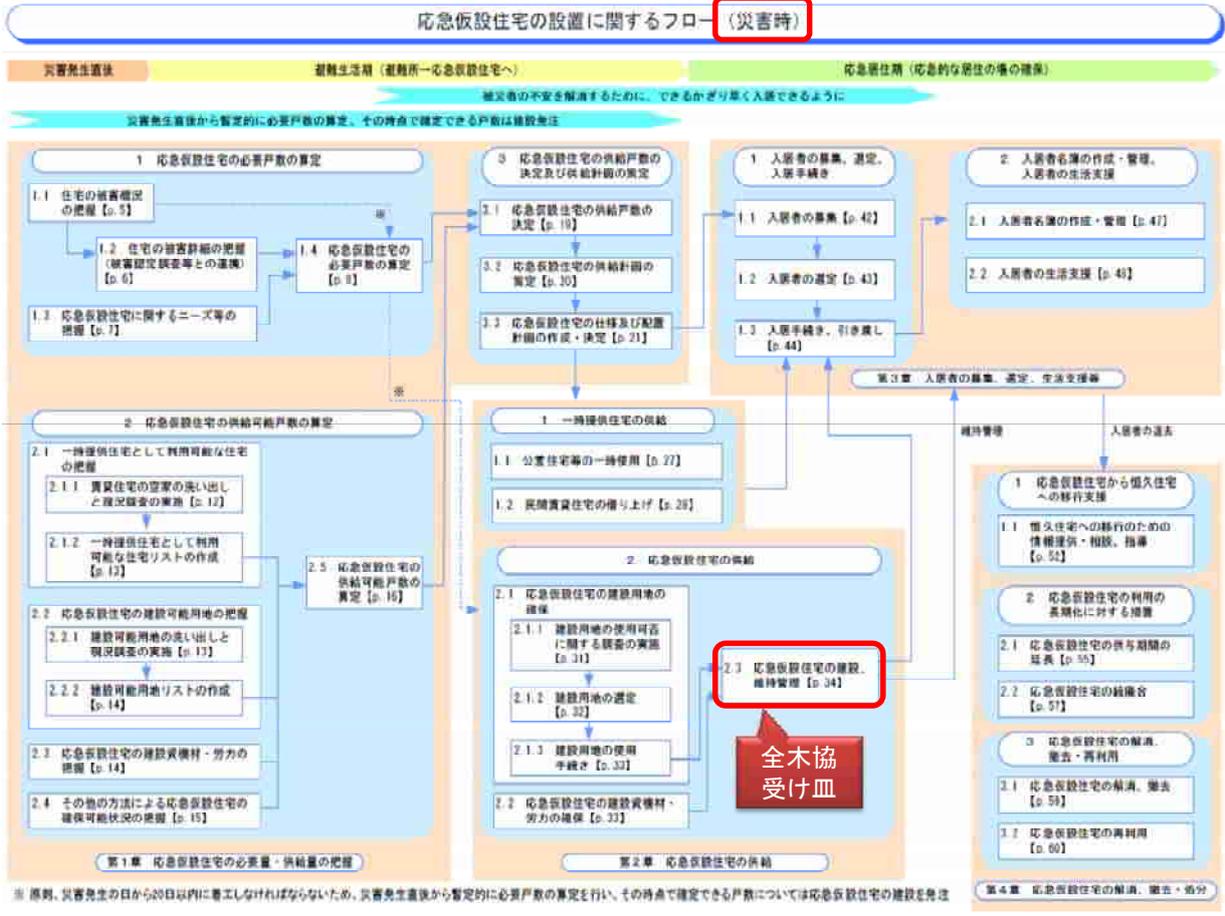
一般公募準備室組織構成

地域工務店・地域材を活用した応急仮設住宅建設組織【福島県】



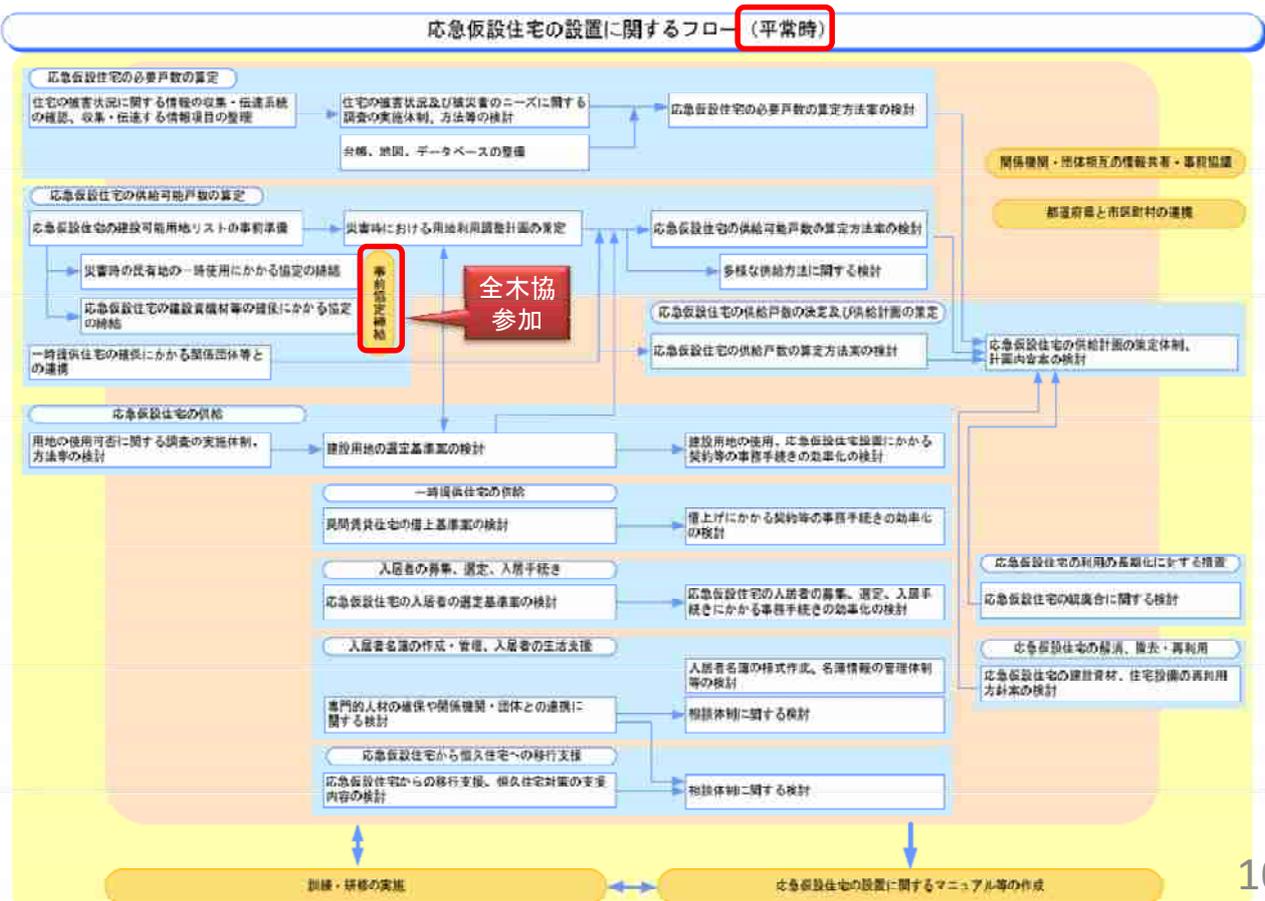
8

赤十字: 地方公共団体仮設住宅設置ガイドライン抜粋【災害時】



9

赤十字: 地方公共団体仮設住宅設置ガイドライン抜粋【平常時】



10

応急仮設住宅契約書例

応急仮設住宅売買契約書 (例)

1 契約金額	金	円 (うち消費税額金	円)
2 契約保証金	財務規則により免除		
3 納入の方法	県の指示による		(以下「甲」という。)
とは、応急仮設住宅一式の購入について、次の条項に従い互いに信義を守り、誠実にこれを履行するものとする。			
(物品の設置場所)			
第1条	乙は、甲の示す仕様書及び図面に基づき、別記載のとおり応急仮設住宅一式(以下「物品等」という。)を設置しなければならない。		
(検証)			
第2条	乙は、物品等を設置後速やかに、甲の検査を受けなければならない。		
2	検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品等の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。		
3	乙は、第1項に規定する検査に立会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。		
(手直し、補強又は取り換え)			
第3条	乙は、設置する物品等が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。		
(給付の完了)			
第4条	甲は、検査に合格した物品等につき、その引渡しを受けるものとする。		
(一般的損害)			

第5条	物品等の設置前に生じた損害その他設置に関して生じた損害(次条に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。		
(第三者におよぼした損害)			
第6条	設置に伴い第三者に損害をおよぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。		
2	設置に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち設置に伴い乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、乙がこれを負担する。		
3	前2項の場合、その他設置に伴い第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。		
(瑕疵担保)			
第7条	乙は、納入した物品等で、隠れた瑕疵があるときは、この契約を履行した日から1年間、無償で手直しし、補強又は取り替えなければならない。		
(権利、義務の譲渡禁止)			
第8条	乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。		
(代金の支払等)			
第9条	甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払い請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りではない。		
(分納)			
第10条	乙は、甲の請求があったときは、物品等の数量を分割して設置するものとする。		

11

2	乙は、前項の規定により、分割設置したときは、甲に既納部分の範囲内において代金を請求することができる。		
(乙の請求による契約履行期限の延長)			
第11条	乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を設置することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めるときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。		
(契約の解除)			
第12条	甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。		
(1)	乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。		
(2)	乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。		
(3)	乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。		
2	甲は、前2項の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。		
4	第1項の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。		
(契約の変更)			
第13条	甲及び乙は、本契約に変更が生じた場合契約内容の変更を申し出ることができる。契約金額又は設置期限を変更することが出来る。甲乙協議してするものとする。		
(協議)			
第14条	この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、		

財務規則によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。			
この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。			
平成	年	月	日
			甲
			乙
別表			
納入場所	戸数	納入期限	備考

12

労働者供給事業許可証および 暴力団等排除同意書(例)

応急仮設木造住宅建設協議会
会長 青木 宏之 殿

同意書

私は
 当社は

- 1 工事にあたり、関係法令を遵守します。
- 2 下記の者に該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 3 応急仮設木造住宅建設協議会と契約することとなった場合、下記に該当する者であることを知りながら売買契約及び下請契約又は関連する契約を締結することはありません。
- 4 売買契約及び下請契約者の相手方が下記に該当する者であることが判明した場合は、契約を解除します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。
- 6 個人情報、県その他の公的機関に提供されることについて同意します。
- 7 協議会本部事務局・県実施本部・幹事会社等の指示に的確に従い、地域再生のために尽力することを誓約します。

記

○法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

○役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

○役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

○役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

平成23年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者氏名

印

同意書

13

労働者供給事業許可証および 労働組合資格証明書

派遣許可

許可番号 供13-032
許可年月日 平成23年6月1日

労働者供給事業許可証

名 称 全国建設労働組合総連合
所 在 地 東京都新宿区高田馬場2-7-15

労働事業所の名称及び所在地

1. 福島事務所（〒969-1302）福島県安達郡大玉村玉井字北の内65-1
2. 宮城事務所（〒983-0881）宮城県仙台市宮城野区巻町93
3. (〒 -)
4. (〒 -)
5. (〒 -)
6. (〒 -)
7. (〒 -)
8. (〒 -)
9. (〒 -)
10. (〒 -)

供給職種 大工、電気工、配管工、板金工、内装工
有効期間 平成23年6月1日から平成28年5月31日まで

職業安定法第45条の許可を受けて労働者供給事業を行う者であることを証明する。
平成23年5月30日

厚生労働大臣 

(新規)

証第 9 号

労働組合資格証明書

労働組合の名称 全国建設労働組合総連合
事務所の所在地 東京都新宿区高田馬場二丁目7番15号
代表者の役職氏名 中央執行委員長 田村 豪勇

上記労働組合は、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合することを証明する。

適合決定年月日 平成23年6月7日
証明書交付年月日 平成23年6月8日

東京都労働委員会 

(使用目的) 労働者供給事業

14

写真で見る福島県に於ける実績

プロジェクトのコンセプト

- **被災された地域にお金を廻したい。**

【背景】

- 今回の震災における、仮設住宅建設の制約条件は。
- 物流の寸断
- 工事の職人が実際に被災している。
- 手に入る地域の材料を活用したい。
- 寒い（多雪）地域が今回被災の中心である。
- 同上で、具体的には、Ⅱ・Ⅲ地域区分である。

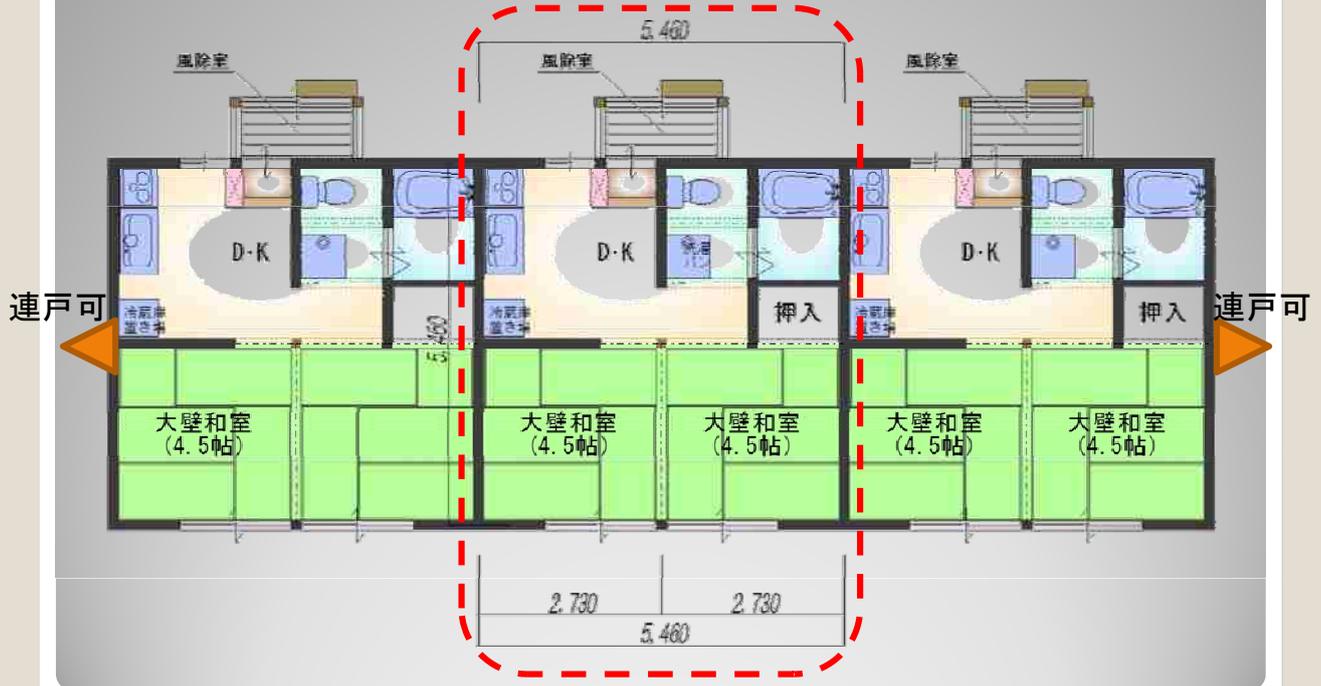
15

住戸の設計に着手しました。

- 木造軸組在来工法の原点に戻る。
- 大工と木材の活用によりそのほとんどを完成できることに注力しました。
- 具体的に、木材は地産地消を原則として、105mm角材で柱・土台・桁を構成し、プレカットで対応することとしました。
- 18mmの板材（製材）を中心に、荒床・外壁仕上げ材・枠材・フローリングに使用することを前提としました。
- 合板不足に対応するために、水平力に対しては、筋交い・火打ち梁にて計画を致しました。
- 加えて、直近の一部の断熱材不足に対応するため、各地域の熱抵抗値基準に準拠した性能を保ちながら断熱材の入手に傾注しました。
- 本取り組みにあたり、長期優良住宅普及促進に努められた経験のある、当団体の構成員である事業者に手を挙げて頂き、本部および各県対策本部を立ち上げるに至りました。
- 浴室以外のバリアフリー
- 居室に畳敷き（厚55mm）

16

平面計画図

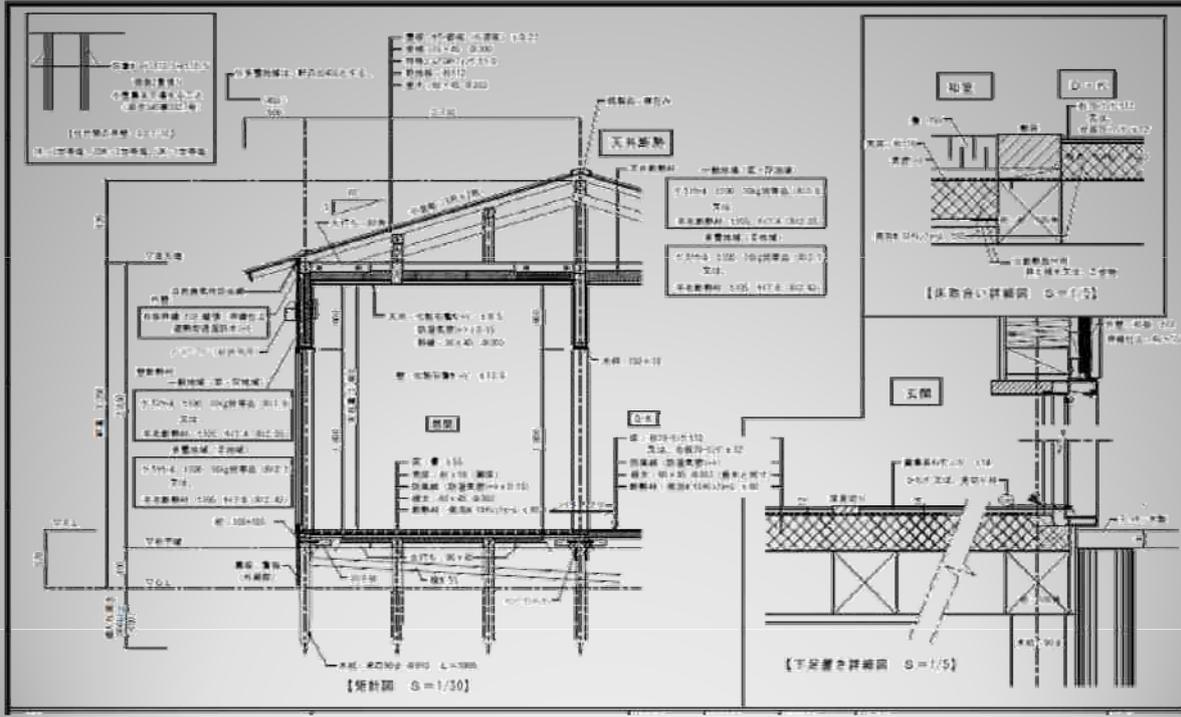


面積：6P×6P≒9坪タイプ（29.81m²） 17



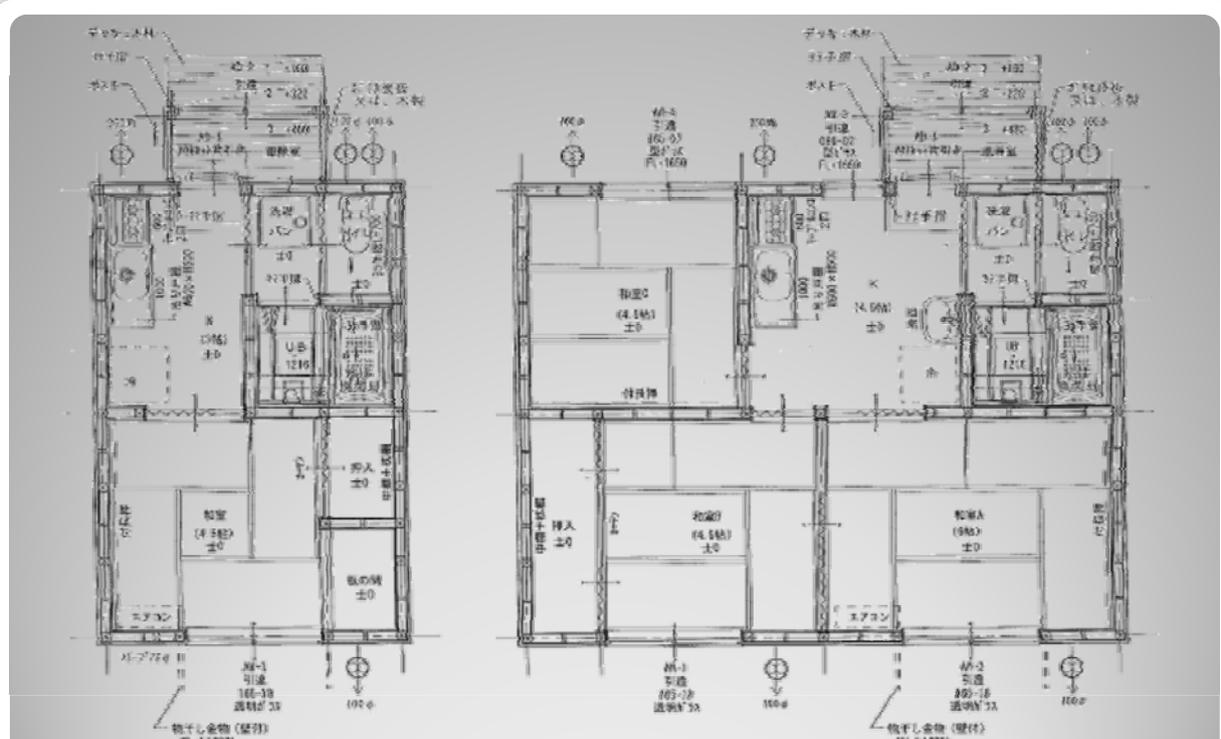
立面図

18



矩 計

19



1Kタイプ

3Kタイプ

プランバリエーション

被災地域の住民構成に対応するプランを準備しました。

20

写真で見る福島県に於ける実績

- 4団地400戸の応急仮設住宅の建設
(グループホーム9戸含む)
- 4団地に集会場3棟 談話室2棟の建設

21

全景・配置例

いわき市高久第9応急仮設住宅

全202戸+集会場2棟

住戸内訳

6坪41戸・9坪115戸・12坪37戸 グループホープ(9戸×1棟)



22

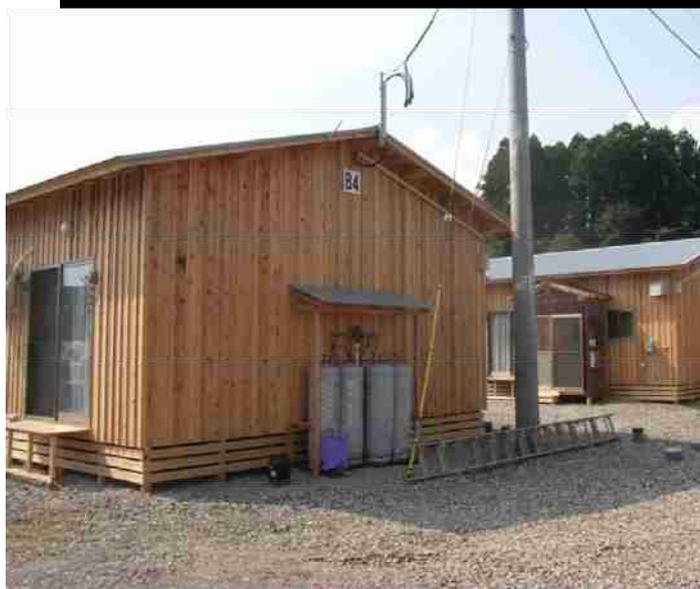
全景・配置例

白川町郭内第1 応急仮設住宅

全54戸＋談話室1棟

住戸内訳

6坪7戸・9坪30戸・12坪17戸



23

全景・配置例

田村市船引第2 運動場応急仮設住宅

全100戸＋集会場1棟

住戸内訳

6坪20戸・9坪60戸・12坪20戸



24

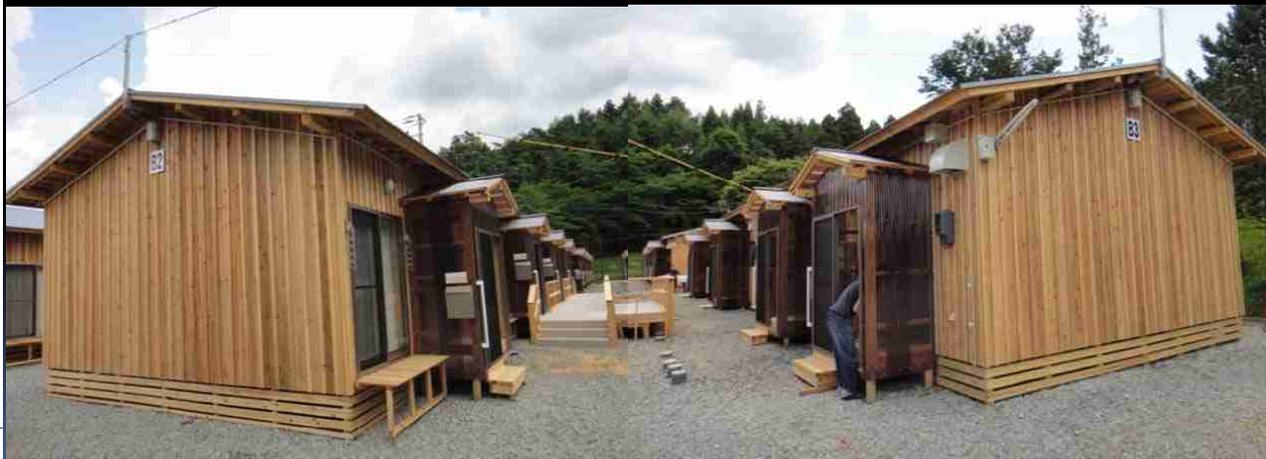
全景・配置例

田村市御前池公園応急仮設住宅

全44戸＋談話室1棟

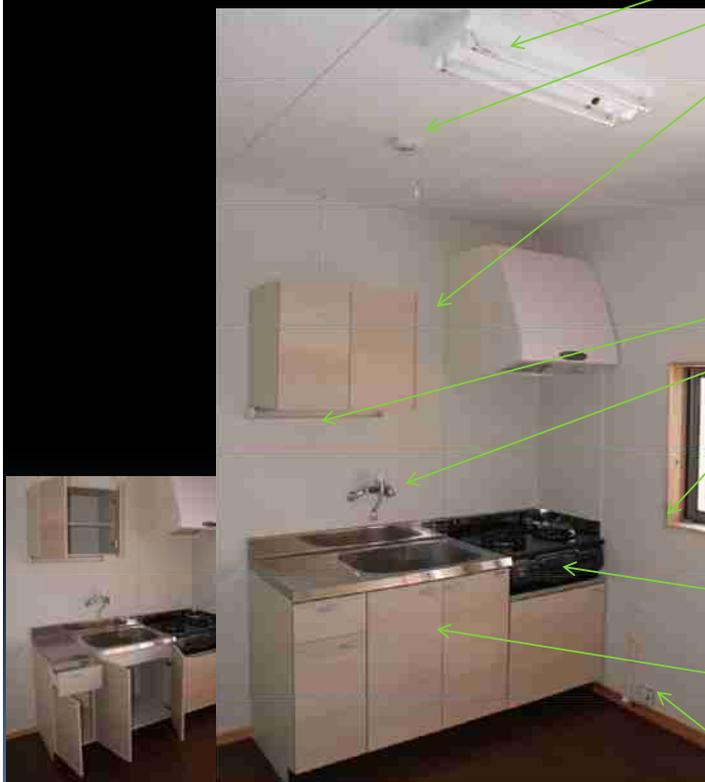
住戸内訳

6坪9戸・9坪27戸・12坪8戸



25

キッチン



照明標準設置

火災報知器の標準設置

吊戸棚・フード(プロペラファン)

標準設置※吊戸棚の底板を耐火仕様にする
と納期回答が遅く、長さを600とし、フードと離すこと。
で安全性を確保

手元灯(プルスイッチタイプ)

シングルレバー混合水栓標準

窓枠も木材ですのでコンロの防火範囲に掛からぬよう計画

グリル付2口コンロ

バックガード付きを標準設置

ブロックキッチン600+1000

ガス漏れ警報機の標準設置

26

浴室



天井換気扇
(ダクト換気)
鏡 照明

ツバルブ水栓
シャワー付

跨ぎ動作補助の手すり設置
内部には横手すりを計画。
洗面器をオプション設置して
住戸の生活スペースを確保



※階上用のUBで跨ぎを低く抑えること。床組でしっかり断熱と防湿対策をとること。UBの荷重に対して床組補強・杭補強等を工夫しました。

今回、跨ぎ高さは180mm以下の指示がありました標準175mmで納めています。



27

給湯器・外部フードなど



キッチン換気扇外部フード

16号給湯専用釜
※オーリングを生産する工場の被害により、入手が懸念されましたが、何とか納材され設置完了

消化器も20mに1機必要

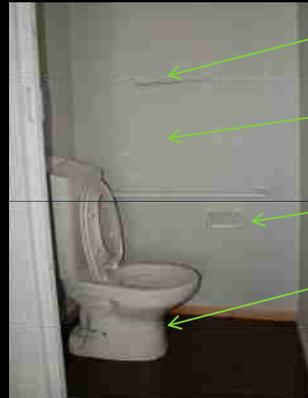


給水立上は
ヒーター
巻き

DKにリモコン設置

28

トイレ・脱衣室



タオル掛け
姿勢保持・立上り
補助手すり

紙巻器

便器+便座

※暖房便座用
専用コンセント
を標準設定



洗濯機用水栓

アース付
コンセント

洗濯パン

29

居室【大壁和室】

和室の続き間を提案
東西方向には、付長押を計画しました。



バリアフリー対応状況
(豊厚55mm)



30

居室【大壁和室】

和室続き間—DK：全体の広さがわかります。



居室の設備



煙感知火災報知器

リモコン付き
主照明

エアコン1台が
標準

居室換気扇
第1種換気

専用コンセント アコーディオン

標準でWレール+
レースカーテン+
遮光カーテン

玄関・風除室

ポーチ灯

手すり

框段差なし

網戸

表札

ポスト

手すり

ステップ

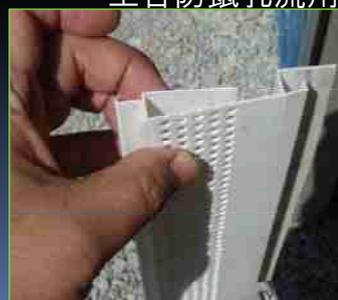


33

屋根・小屋裏換気対策



ルーフィング*波子板#30



土台防鼠孔流用



34

外壁板張り【杉製材：板厚18mm】



横同縁にて施工（通気層確保）



外壁サイディング張り 集会所【金属系】



36

外壁サイディング張り 談話室【金属系】



37

降雪対策・防災表示



エアコン室外機
壁掛けタイプ



38

アンテナ取り付け

電柱を利用して
共聴くアンテナ取付

母屋への取り付け例

柱への取り付け例



39

スロープ施工例



談話室
スロープ
点字ブロック
施工

40

案内板・館名板



41

ごみ置き場

福島
ゴミ置き場
施工例



42

濡れ縁（オプション）

掃き出しサッシにはオプションとして濡れ縁が設定されました。屋根には樋がないことが県の標準でしたので、雨跳ねに注意して出幅を決定します



43

ポーチデッキについて。

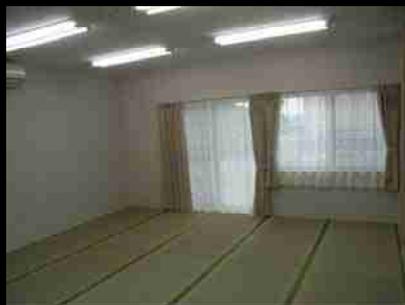


玄関ポーチの納まりは、建物と縁を切り、外壁の仕上などと、独立して施工することにより、ガス配管などの後工事に影響しないように工夫されました。



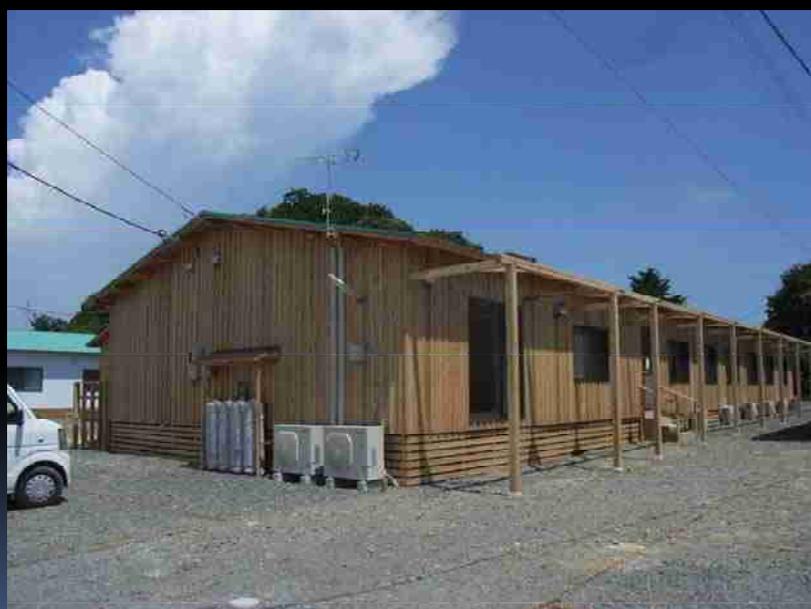
44

付帯施設（談話室）



45

付帯施設（グループホーム）



46

敷地概要

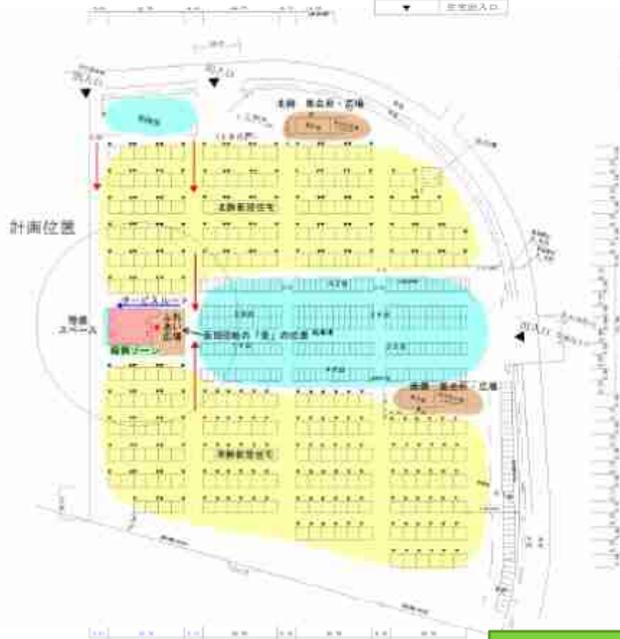
以下のとおりとし平坦とする

敷地面積	6000㎡程度
住宅戸数	25戸
敷地面積	250㎡
敷地面積	250㎡
250㎡程度	有
250㎡程度	有

凡例

▼ 主要出入口

団地配置図



設計で考慮した点

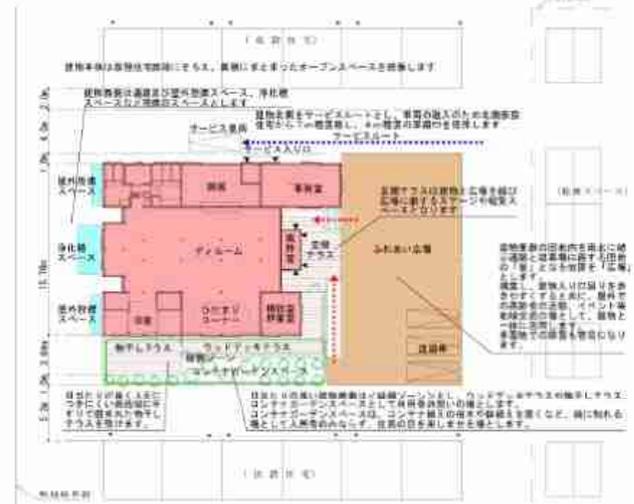
設計及び配置にあたり、考慮・工夫した内容を下記に記載してください。

設計の基本方針

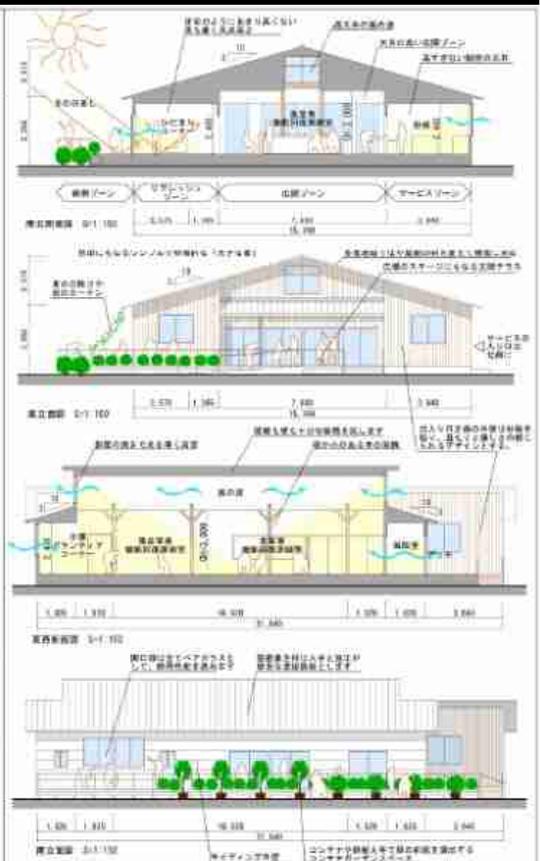
1. 「建物・設備・広場」を組み合わせ、創設団地の拠点となる「ふれあい・交流の場」をつくります。
 2. シンプルな形態の「大きな家」として、アットホームで、利用者・スタッフとも活動しやすい場とします。
 3. 集落村と地元工務店に選んだ木造軸組工法を用い、建設及び維持管理コストを抑えます。
 4. 自然の風と光を活かす扉・窓とし、スチルギー設置を併せ、心地よい室内空間をつくります。
- 設計上の配慮
1. 居住性の利便性、建物の構造を考慮し、見込み寸、4mmスパンを制度として大空間を実現します。
 2. 外壁等に平毛割縁材300を採用すると共に、開口部にペアガラスを採用し、防寒並びに夏に配慮します。
 3. 雨当たり良い「リフレッシュゾーン」と並びやかな「広場ゾーン」を両側に配置します。
 4. 北側に「サービスゾーン」を集約し、季節室は玄関と室内外を見通す構造でも良い配置とします。
 5. ウッドデッキで室内にゆとりを生むと共に、活動の広がり・周囲との交流を図ります。
 6. 使いやすさスペースと断熱高利用を考慮した人力の運搬・搬入の大きな木造架橋とします。
 7. 一軒民家、多世帯に比べ見通しの架橋とし、集約と管理の両方・可変の支支で多世帯に対応します。
 8. 地域特性・気候条件に合わせた架橋（軒下・ガラス、遮り、遮り）を採用して活用を図ります。

計画位置詳細図

応答する高齢者等サポート拠点の配置等について概要図を添付します。詳細は追加してください。



- 暮らしやすいシンプルながら「大きな家」、みんなの家です。
- 高い天井高の吹き抜け・階段・廊下・玄関・トイレなどからなるコルポゾーンを中心とし、開放感のよい空間を実現し、活気あるコミュニティを創出します。
- 北側の「サービスゾーン」を併せ、光と風の通り道をつくります。
- 北側の吹き抜けには、季節室・廊下・トイレなどのサービスゾーンを併せ、活動の場として大空間を実現します。
- 雨・風の吹き抜けには、季節室・廊下・トイレなどのサービスゾーンを併せ、活動の場として大空間を実現します。
- 雨・風の吹き抜けには、季節室・廊下・トイレなどのサービスゾーンを併せ、活動の場として大空間を実現します。
- 雨・風の吹き抜けには、季節室・廊下・トイレなどのサービスゾーンを併せ、活動の場として大空間を実現します。
- 雨・風の吹き抜けには、季節室・廊下・トイレなどのサービスゾーンを併せ、活動の場として大空間を実現します。
- 雨・風の吹き抜けには、季節室・廊下・トイレなどのサービスゾーンを併せ、活動の場として大空間を実現します。
- 雨・風の吹き抜けには、季節室・廊下・トイレなどのサービスゾーンを併せ、活動の場として大空間を実現します。





ふれあい広場は例えば配置された遊具付木の葉となる広場です。広場に面した玄関は、通達料を削減した量もりのある表情となっています。



リビングにはウツターを配置し、靴履など高齢者が参加できるようにしています。また広場のサービスゾーンは、障子が通しやすいような配置となっています。



南面の公開ゾーンは、高窓と暖房のあるひたまり広場や、障子に替けた窓から光が入る高窓用障子付床間など、様々な考慮されています。

現場作業技能者の朝礼風景



特に苦慮した点・失敗に学んだ点

- 木杭の調達。本来松杭が励行されるのですが、杉材の承認を得る
- 浄化槽については、7人槽／2戸で手配をスタート。後に、50～100人槽据え置きに変更。
- 屋根板金（波子板・棟包み板金・ケラバ板金）と防水シートの大量調達
- 震災以前よりの断熱材不足に対応した、仕様決定と供給体制の確保
- 変更に続く変更に対応できる住宅設備（UB・トイレ・洗濯パン・キッチン）の大量一括調達
- 3県不統一の細かな仕様基準の変更・外構基準の変更へのスピード対応
- 工期・当初50戸団地で30日→28日→21日→20日と、工期短縮と安全衛生のバランス維持。
- 応急住宅が役目を終えるときのリサイクルへの工夫(防蟻・塗装をしない。)
- 地域積雪・台風対策の設計への反映
- 長期荷重（UB）を検討した杭配置・土台伏
- 大量資材の搬入計画と施工体制の構築

51

- 基準法適用外だが、応急住宅に最低限求められる性能の確保（室換気・結露等）
- 応急の談話室・集会場（高齢者対応多目的型もありました）への対応
- グループホーム・高齢者対応サポートセンター等の計画
- ゴミ置き場・雪置き場・着工後のスロープ住戸への変更対応
- いろいろな団体からの援助による支給品に関する調整
- 外壁を板材とする特徴がありますが、将来のメンテナンス性向上を睨んだ納まりの検討
- 良かれと考えたことが被災者公平性の観点で計画を中止することも（暖房便座等）
- 県の配置承認までのプロセス消化。土地情報・現地調査・配置計画を一日で。
- スピード重視段階で、あえて9坪2DKワンタイプに絞った。その後6坪12坪のバリエーションの追加対応が必要であった。
- 初期段階での燃料の確保（道具も流されてしまった職人さんも・・・）
- F☆☆☆☆仕様で建てても、工期内で空気質環境検査の義務づけ
- 濡縁・足-ブホ-手防滑処理等の追加対応、変更はあるが工期はそのまま

52

- 3 / 3
- 東電・水道・下水・ガス工事&検査の集中時の調整
 - 原発で何か起きたら。→非常事態発生時の連絡・避難命令の体制
 - 土木造成に関すること。市町村の行う造成待ちが工期に影響、自ら行う時も
 - 重機の手配回送や砂利の確保
 - 目まぐるしく変化する状況を、しっかりと県建設本部と情報共有すること
 - 人工の押さえは困難を極めた。さらなる危機対応力向上のため、全建総連・士会連合と初めて協議会設立に向けて取り組んだこと。
 - すべて未経験のなかで、俺たちがやらねば誰がやる。と決断すること。
 - 価格未定で走り始める決断力。「要請」とは、「契約の成立」ではない。
 - 発注書が無い中での事前着工。事前引き渡し(当初の前提は発注後の着工)
 - 被災地域の復旧に向けた応急住宅を、被災地域の工務店が中心となってお手伝いすることを宣言し続けたこと。
 - 特に工期内での供給力・対応力がためされた3ヶ月間であります。

53

成功した点

- 幹事工務店は、県への提案、交渉ができた。
- 幹事工務店は、長期優良住宅に取り組んだ経験が生かされた。
- 地域にお金が廻った。(現場作業が多い)
- 大工の手間は、確保された。
- 正規の労働派遣の仕組みが生まれた。
- 必要な技能者の確保は守られた。
- 工期、性能、コストが守られた。
- 地域の製材工場により国産材が供給できた。
- 被災者でもある大工、工務店が喜んだ。
- 全国同業者の支援が得られた。
- 小ロットの工事に対応できた。
- 臨機応変の要求に対応できた。
- 一定レベルの大工は、すぐ慣れて連携作業ができた。
- 資材の確保はできた。

54

福島県に於ける労務調査速報その1

8月23日現在

- 4団地400戸の応急仮設住宅の建設
(グループホーム9戸含む)
- 4団地に集会場3棟 談話室2棟の建設



延べ：7,287人工
の雇用を創出

55

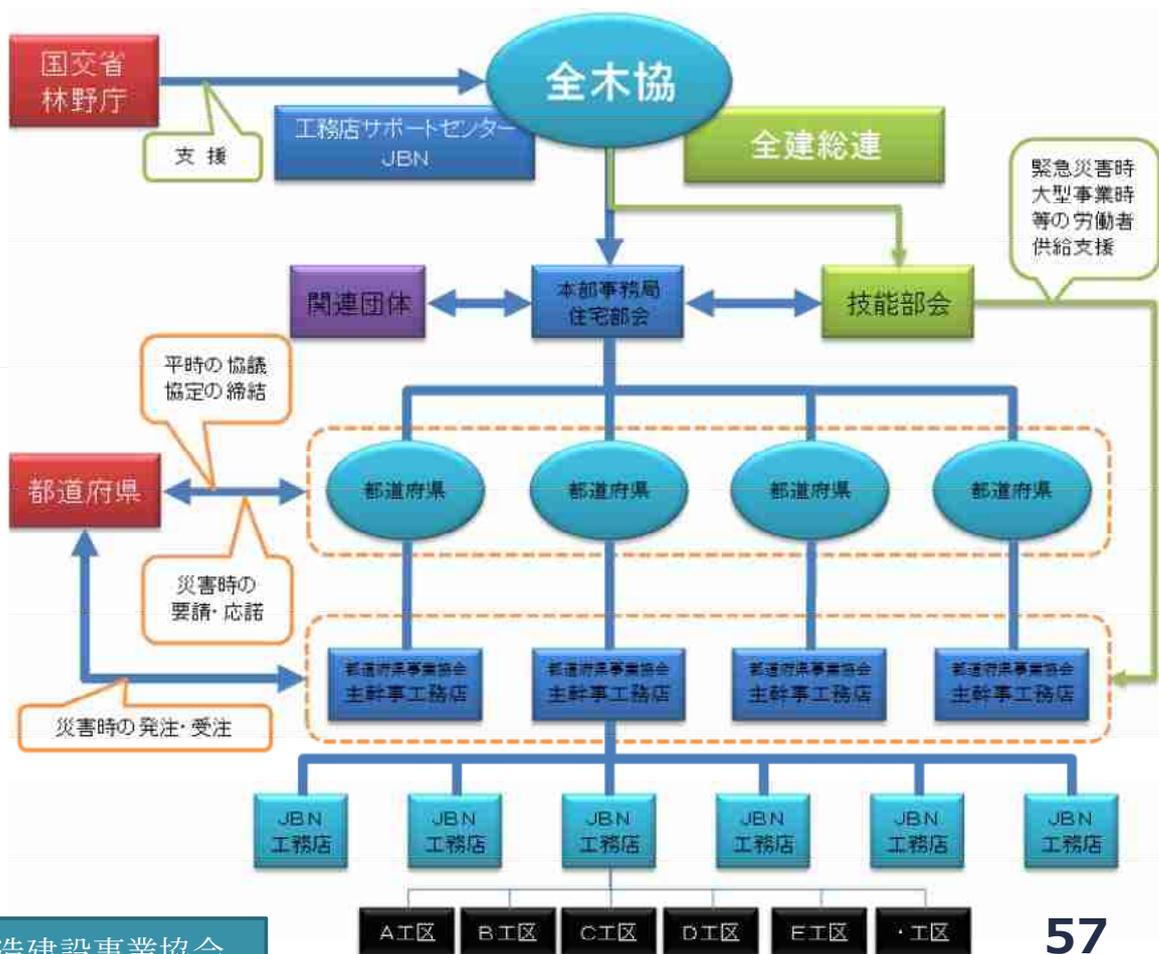
福島県に於ける労務調査速報その2

延べ7,287人工の内、全建総連労務支援分（8月23日現在）

発注形態 都道府県	協議会 福島県				合計
	田村市 第2運動場	いわき市 高久4丁目	田村市 御前池公園G	白河市 宝酒造跡地	
工期（県内）	6/21-7/5	6/19-7/23	7/8-7/27	7/20-8/8	
工期（県外）		6/19-7/23	7/12-7/27	7/22-8/8	
戸数	100	202	44	54	400
集会場等	1	2	1	1	5
従事者数（延べ）	1270	2698	898	1568	6434
秋田建労			1	4	5
山形県連		7		14	21
群馬県連		10	4	6	20
建設埼玉		8	3	7	18
埼玉土建		3	2	7	12
千葉土建		4	1	1	6
東京都連		5	5	8	18
神奈川県連		28	33	34	95
山梨県連				2	2
長野県建設労連			2	8	10
静岡建労			4	3	7
京都建労			4	1	5
小計					219
全建総連福島	55	97	26	36	214
合計	55	162	85	131	433

全体の約88%の支援

56



新法人設立に向けて。

現在、大規模災害が発生した場合の応急仮設住宅の建設は、（社）プレハブ建築協会が各都道府県と災害協定を締結していることに伴い、占有的に行われています。

これは、阪神大震災以来プレハブ建築協会は15年以上に渡り都道府県庁と災害に対して協議をしてきた実績によると思えます。一方我々大工、工務店業界は戸建木造住宅の50%以上を作っている実績を持ちながら協議に参加してきませんでした。

今回公募に参加して平時の対策会議に参加し、情報交換をしておく必要を痛感しました。

今回協議会として応募し、400戸以上を完成させて、緊急時に作る仮設住宅には地域材で作る在来工法が、その対応性で1番適していることが確信できました。また、工期、コスト、性能も充分に対応でき、大工、工務店の自信につながりました。



そこで、

この仕組みで、従来のプレハブ建築協会と同様、各都道府県と災害協定を締結し、大規模災害後、速やかに木造の応急仮設住宅を供給するため、そして、地域の大工・工務店が施工することによって、災害後の地域の雇用確保と地域経済の復旧復興に寄与することを目的として、当法人を設立します。

当団体の正会員は、（社）工務店サポートセンター、全国建設労働組合総連合とし、設計・物流・林業の関係団体と連携し、事業の展開を行っていきます。

59